

議案第8号

沼田市部設置条例等の一部を改正する条例について

沼田市部設置条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山 公一



沼田市部設置条例等の一部を改正する条例

(沼田市部設置条例の一部改正)

第1条 沼田市部設置条例(昭和59年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中シをソとし、クからサまでをサからセまでとし、サの前に次のように加える。

ケ 公共交通に関する事項

コ 情報化に関する事項

第2条第1号中キをクとし、力の次に次のように加える。

キ 交通安全に関する事項

第2条第2号ウ中「市民生活」を「市民協働」に改め、同号中エを削り、オをエとし、力をオとする。

(沼田市総合計画審議会条例の一部改正)

第2条 沼田市総合計画審議会条例(昭和57年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画課」を「企画政策課」に改める。

(沼田市給食センターの設置及び運営に関する条例の一部改正)

第3条 沼田市給食センターの設置及び運営に関する条例(昭和45年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

第5条第2項中「及び沼田市利根調理場」を削る。

第7条第1項第3号中「沼田保健所長」を「利根沼田保健所長」に改める。

第4条 沼田市給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沼田市学校給食センターの設置及び運営に関する条例

第2条を次のように改める。

(設置)

第2条 沼田市学校給食センター(以下「学校給食センター」という。)を次のとおり設置する。

名称 沼田市学校給食センター

位置 沼田市利根町大原1512番地1

第3条第1項中「給食センター」を「学校給食センター」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「沼田市沼田給食センター」を「学校給食センター」に改め、同条第2項を削る。

第6条第1項中「給食センターに」を「学校給食センターに」に、「沼田市給食センター運営委員会」を「沼田市学校給食センター運営委員会」に、「給食センター運営委員会」を「運営委員会」に改め、同条第2項中「給食センター運営委員会」を「運営委員会」に、「給食センターの」を「学校給食センターの」に改める。

第7条第1項中「給食センター運営委員会」を「運営委員会」に改め、「（以下「教育委員会」という。）」を削る。

第8条中「給食センター」を「学校給食センター」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条及び附則第3項の規定は、令和2年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第4条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の沼田市給食センターの設置及び運営に関する条例第7条第1項の規定により委嘱されている給食センター運営委員は、第4条の規定による改正後の沼田市学校給食センターの設置及び運営に関する条例第7条第1項の規定により学校給食センター運営委員として委嘱されたものとみなす。

（沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「給食センター運営委員」を「学校給食センター運営委員」に改める。